

指定管理者の指定について（練馬区立白百合福祉作業所）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立白百合福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

会長 上野 定雄

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成25年4月11日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月16日 第2回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月11日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）

7月29日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月31日	経営診断委託
8月8日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月30日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の立場に立ったサービスを提供し、障害者の豊かで充実した社会生活を実現するとともに、地域に根ざした施設運営が果たされる等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立白百合福祉作業所を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

借入金がないため、借入金の返済能力に問題がない。

資金力、経営の安全性など各項目について優れており、安全な経営を行っている。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーやセキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、法人主催の職員研修の実施や所内での職員会議等により積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。  
また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的開催されている。

### (4) 運営実績

当施設以外にも区内2か所の地域生活支援センター、1か所の福祉作業所の指

定管理を受託し、各施設の利用者アンケート等の評価は良好である。

また、練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を受託しているほか、ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター等を運営し、障害以外の福祉分野においても十分な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人各部署が持つノウハウの活用やボランティア・地域住民の協力を得ることで、効果的な事業運営に取り組んでいるほか、休日余暇支援については、同法人が指定管理者として運営するかたくり福祉作業所と共同で実施する等、効率性を考慮している。

また、事業や事務について適宜見直し、コスト削減に努めている。

(6) 受託への熱意・意欲

通院や帰宅同行のほか、利用時間延長等の提案があり、利用者ニーズに積極的に応じていく意欲が高い。

また、平成26年度に予定している大規模改修に伴う仮設施設への一時移転については、移転先での地域交流事業を行う提案がある。他にも「白百合手織りスクール」等の新事業を企画し、これまで以上に地域との連携を図っていく提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設の安全管理について、職員による点検に加え、利用者やボランティアによる安全委員会を立ち上げて、安全点検に取り組む提案がある。

また、業務マニュアルや危機管理マニュアルを随時更新する等、柔軟な姿勢で業務改善に取り組んでいる。

(8) 施設管理運営体制

当該施設における区の計画・方針を理解して事業に取り組んでいる。

また、節電等環境負荷の低減に取り組んでいるほか、駅前清掃活動等へも積極的に参加し美しいまちづくりの推進に寄与している。

区が設置しているAEDを円滑に活用できるよう、職員全員が講習を受講している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

第三者評価や利用者アンケート等を活用し、利用者や家族の意見を取り入れ、サービスの向上を図っている。また、苦情解決第三者委員による利用者相談会・家族向け懇談会を催しているほか、利用者・家族が気軽に要望が言える環境づくりに努めている。

人権や権利擁護に関する研修に参加しているほか、職員ごとに日々の支援を自己チェックで振り返る等、人権を意識した支援に当たっている。

(10) 職員の育成

研修計画に基づき、経験年数等に応じた研修を受講している。また、利用者支援に直結する専門的な研修を積極的に受講し、職員間で情報共有している。

(11) 団体の理念・姿勢

「一人の不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、区と連携しながら、地域福祉の推進に取り組む姿勢を打ち出している。地域のイベントや自治会活動等に地域の一員として積極的に参加し、地域の理解と支援を得ることにより障害者が住みやすいまちづくりの取組を進めている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の7割が区民であり、職員の採用に当たっては、これまでも区民雇用に取り組んできた。今後も災害時対応を考慮し、地域に精通した区民の雇用を推進していく提案がある。

また、物品の購入や再委託等についても、区内事業者の活用を図っている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

通院同行や休日余暇支援、利用時間延長等、利用者ニーズに即したきめ細やかな支援をする提案がある。

また、他サービスを提供する他事業所の見学会を開く等、福祉作業所の枠を超えた広いニーズに対応した情報提供を行っている。

利用者の健康管理を目的としたウォーキングを、見守りパトロールを兼ねて近隣小学校の下校時間に行う等、地域貢献を推進している。

また、町会等と連携し、清掃ボランティア活動にも積極的に参加する等、地域住民とともに豊かに生活していける地域づくりを行うことを目指した「ともに生きるまちづくり」活動を展開していく提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課就労支援係

電 話 03-5984-1387

FAX 03-5984-1215

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉協議会）の審査結果  
（練馬区立白百合福祉作業所）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的に独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区民雇用の促進・区内事業者の活用</b> (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
<b>13 区内事業者か否か</b> (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	5点
<b>14 事業等の提案</b> (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、白百合福祉作業所の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	79点